

登録速報（適用拡大）

農薬名：ビルダーフェルテラチェス粒剤

登録番号：第22906号

適用拡大登録日：2019年8月7日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中に次の事項を追加し、【変更後】のとおりとする。

- ・ 適用作物名に「稲」を追加する。
- ・ 適用作物「稲（箱育苗）」の使用方法「育苗箱の上から均一に散布する。」を「育苗箱の苗の上から均一に散布する。」に変更する。

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
稲	いもち病 ウンカ類 ツマグロヨコバイ	1kg/10a	移植時	1回	側条施用
稲 (箱育苗)	いもち病 ウンカ類 コブノメイガ ツマグロヨコバイ	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g	緑化期 ～移植当日		育苗箱の苗の上から均一に散布する。
	白葉枯病 もみ枯細菌病 内穎褐変病 イネドロオイムシ イネミズソウムシ フタオビコヤガ ニカメイチュウ イネツトムシ		移植3日前 ～移植当日		

クロラントラニリ プロールを含む 農薬の総使用回数	ピメトロジン を含む農薬の 総使用回数	プロベナゾール を含む農薬の 総使用回数
1回	3回以内 (移植時までの処理は1回以内、本田では2回以内)	2回以内 (育苗箱への処理及び側条施用は合計1回以内)

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第8項及び第10項を以下の通りに変更する。

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
 - (2) 育苗箱に処理する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 育苗箱の苗の上から所定薬量を均一に散布し、莖葉に付着した薬剤は払い落としたのち、十分灌水すること。
 - ② 稲苗の葉がぬれていると、薬剤が付着して薬害を生じる場合もあるので、散布直前の灌水はさけること。
 - ③ 軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗などでは薬害を生じるおそれがあるので、必ず健苗に使用すること。
 - ④ 本剤処理後の苗を急激な乾燥が起こりやすい場所や温度変化が大きい場所で育苗した場合、薬害が生じるおそれがあるので、注意すること。
 - ⑤ 処理苗移植の本田の整地が不均整な場合は薬害が生じやすいので、代かきはいねいに行い、移植後田面が露出したりしないように注意すること。
 - ⑥ 処理苗を本田に移植したのちは、そのまま湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
 - ⑦ 本剤の処理により、軽度の初期生育遅延や葉の黄化を認めることがあるが、その後回復するので通常の管理を維持すること。
 - (3) 移植時に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 専用の移植同時施薬機を用い、側条施用すること。
 - ② 移植後は湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
 - (4) 本田が砂質土壌の水田や漏水田、未熟有機物多用田の場合は使用をさけること。
 - (5) 移植後、低温が続き、苗の活着遅延が予測される場合には使用をさけること。
 - (6) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
-
- ## 10. 水産動植物に有害な農薬については、その旨
- (1) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
 - (2) 使用後は水管理に注意すること。
 - (3) 器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。